

意見書

(仮称)石坂産業株式会社新規プラント建設事業についての環境影響評価は、下記の事項を勘案して調査、予測及び評価の実施、並びに環境保全措置の検討を行うこと。

記

1 事業計画について

- (1) 国の2050年の温室効果ガス排出実質ゼロの方針、県のカーボンニュートラル宣言及び深谷市のゼロカーボンシティ宣言を踏まえ、二酸化炭素を回収して利用するCCU等、様々な先進事例や今後の革新的な技術開発状況を参考にし、焼却施設により発生する二酸化炭素の削減に最大限考慮した事業計画となるよう検討すること。
- (2) 導入施設、設備について、環境保全対策に関する最善技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。
- (3) バグフィルター及び触媒反応塔等設備の選定においては、微小粒子状物質を除去できる設備の導入を検討すること。
また、冷却等により再発生する微小粒子状物質の低減に努めること。
- (4) 汚泥などの廃棄物により発生する臭気について、対策に努めること。
また、休炉時においては、必要十分な脱臭対策を検討し、周辺に影響を与えないよう努めること。
- (5) 受入れ廃棄物として一般廃棄物が記載されており、有機性の廃棄物を取り扱う可能性もあることから、廃棄物の保管に伴いメタンガス等の引火性ガスが発生しないよう対策を行うこと。
- (6) 工事車両及び施設稼働後の廃棄物運搬車両の増加量や最新の排出ガス規制適合車の割合を適切に把握し、住民や周辺施設の利用者に影響を与えないよう努めること。
- (7) 高効率ごみ発電設備(蓄電設備等含む)の導入や廃熱のカスケード利用等の熱エネルギーの高効率利用について検討すること。
また分散型エネルギー施設として工業団地内での熱融通についても検討すること。
- (8) 近年の気象災害事例を踏まえ、浸水被害による廃棄物の流出対策など、供用後の

持続可能性を十分考慮した事業計画を検討すること。

2 調査、予測及び評価について

計画地が存在する工業団地については、その造成時に環境影響評価が実施されているので、既存資料調査時には当該環境影響評価書の内容も参考に、調査、予測及び評価を実施すること。

(1) 大気質

ア 自動車走行による影響の予測評価にあたっては、排出ガス規制適合車の割合やそこから排出される大気汚染物質の量を適切な割合で選定し、その精度を高めること。

イ 計画地南東側の調査地点について、予測される最大負荷濃度出現地点と調査地点 No. B が県道を挟んで位置しており、道路交通影響による調査結果の差異が生じる可能性があるため、県道以北における調査地点を検討すること。

また、計画書で示されている No. B で調査を実施するのであれば、準備書、評価書において、県道の影響を受けないであろう理由など、当該調査地点の妥当性を丁寧に記載すること。

(2) 騒音・低周波音

低周波音について、工業団地内での調査・予測・評価を行わない計画であるが、周辺の事業者等による工業団地内の利用状況も考慮した上で、必要に応じて低周波音の調査・予測・評価を行うこと。

(3) 水質

周辺に農地及び河川がある地域であり、合併処理浄化槽からの排水や雨水浸透枳の設置を計画しているため、調査・予測・評価の項目への追加を検討し、水質管理を行うこと。

(4) 水象

本事業地域は地下水流の上流部にあたり、地下水採取および建物建設に伴い地下水流が阻害されることにより、下流地域や荒川への地下水供給の遮断や、深層地下水の採取を行う場合は、荒川右岸の農地の水源へ影響が懸念される。広域的な影響が出る可能性もあるため、地下水の水位及び水脈の調査、予測及び評価の追加を検討すること。

(5) 廃棄物等

ア 焼却に伴い発生する副生成物については、できる限り最終処分量を減らし、再資源化に努めること。

イ 焼却物の組成により発生する焼却灰の量が異なることから、その組成については、想定される種類を網羅し、また、処理量は最大を見積もった上で、調査・予測・評価を行うこと。

(6) 景観

焼却施設の設置に伴い、眺望だけでなく、身近な景観にも影響がある。

計画地周辺には福祉団体や農園関係者がおり、福祉団体では屋外で介護やセラピー等を行っていると思われる。

近隣施設利用者による屋外利用や農園利用の観点から、工業団地内の施設近傍の地点を調査・予測・評価地点に追加すること。

(7) 温室効果ガス等

廃棄物の焼却に伴う温室効果ガスの排出がかなり多いと予測できるため、燃料由来だけでなく焼却由来の排出も調査した上で予測評価すること。

3 環境保全措置について

準備書・評価書における記載方法については、抽象的な書き方ではなく、出来る限り数字を用いて具体的に措置を記載すること。

(1) 史跡・文化財

計画地周辺に多数の埋蔵文化財包蔵地が確認されていることや、計画地内にも一部埋蔵文化財包蔵地が含まれていることから、関係機関とよく協議の上調査を実施することとし、埋蔵文化財が確認された場合は必要な環境保全措置を講じること。